

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項及び第四十六条の七第一項並びに無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第六十五条第一項の規定に基づき、高周波利用設備の技術基準の特例を次のように定める。

なお、平成二十七年総務省告示第二百七号（通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値の特例を定める件）は廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

一 次に掲げる周波数帯内においては、通信設備以外の設備の交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧又は妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度について、測定値が許容値を超えた場合であつても許容値以下であるとみなす。第二項から第六項までにおいて同じ。ただし、電波法施行規則第四十六条の二第一項第八号(4)においては適用しない。

- 1 一三・五六 MHz (±) 六・七八 kHz
- 2 二七・一二 MHz (±) 一六二・七二 kHz

3 四〇・六八MHz(±) 一二〇・三四kHz

4 二、四五〇MHz(±) 五〇MHz

5 五・八GHz(±) 七五MHz

6 二四・一二五GHz(±) 一二五MHz

二 通信設備以外の設備のうち手術用高周波装置であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるものであり、試験場において試験を行うものの交流電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の技術的条件は、前項各号に掲げる周波数帯内を除き、次のとおりとする。

1 設備の待機状態において、交流電源端子における妨害波電圧が設備規則第六十五条第一項第二号(1)に示す条件に適合すること。

2 設備の待機状態において、三〇MHz以上一GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が同号(4)に示す条件に適合すること。

3 最高内部周波数が一〇八MHzを超える設備の場合、設備の待機状態において、一GHz以上における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が同号(5)に示す条件に適合すること。

三 通信設備以外の設備のうち手術用高周波装置であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるものであり、試験場において試験を

行うものの交流電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の技術的条件は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、高周波エネルギーの利用形式にかかわらず次のとおりとする。

1 設備の待機状態において、交流電源端子における妨害波電圧が設備規則第六十五条第一項第四号(1)に示す条件に適合すること。

2 設備の待機状態において、三〇MHz以上一GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が同号(4)示す条件に適合すること。

3 最高内部周波数が一〇八MHzを超える設備の場合、設備の待機状態において、一GHz以上における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が同号(5)に示す条件に適合すること。

四 通信設備以外の設備のうちマイクロ波発振UV照射装置であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるものであり、試験場において試験を行うものの1GHz以上における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の技術的条件は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、無線設備規則第六十五条第一項第一号(6)ーのとおりとする。

五 通信設備以外の設備のうちマイクロ波発振UV照射装置であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるものであり、試験場において試験を行うものの1GHz以上の利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の技術的条件

は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、同項第三号(6)（）に示す条件に適合すること。

六 通信設備以外の設備のうち間欠動作するX線診断装置であつて、試験場において試験を行うものの交流電源端子における妨害波電圧の準尖頭値は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、測定した値から二〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

七 通信設備以外の設備のうち非接触電力伝送装置であつて、漏洩電界強度の低減技術の検証その他の実験の目的で、一五〇kHz以上四五〇kHz以下の周波数を利用するものの利用周波数による発射による磁界強度の最大許容値は、六八・五デシベル（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）とする。